

35. 尾上町地区整備計画区域

別表第 2 . 用途の制限 (第 4 条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築してはならない建築物
尾上町地区	(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (4) 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの (5) 自動車教習所 (6) 畜舎 (7) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (8) 倉庫業を営む倉庫 (9) 工場 (作業場の床面積の合計が50平方メートル以内であり、かつ、出力の合計が0.75キロワット以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの (原動機を使用する魚肉の練製品の製造又は糖衣機を使用する製品の製造をするものを除く。) を除く。) (10) 住宅 (災害があつた場合において建築するものを除く。) (11) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (災害があつた場合において建築するものを除く。) (12) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (対象となる者を入所させる事業を行うものに限る。)

別表第 5 . 敷地面積の最低限度 (第 7 条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築物の敷地面積の最低限度
尾上町地区	2,000平方メートル

別表第 6 . 壁面の位置の制限 (第 8 条関係)

(ア) 地区	(イ) 距離	(ウ) 適用除外の建築物等
尾上町地区	2メートル (尾上町地区計画の計画図に示す壁面の位置の制限がある範囲に限る。)	ペDESTリアンデッキに係るもの